平成２４年（フ）第４７号
奈良県生駒市壱分町1401番地５
債務者　大西　里美
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
奈良市芝辻町３丁目５番35Ａ―301号
債務者　木原　吉雄
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
奈良市七条１丁目39番16―201号
債務者　松山　英子
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７２号
奈良市中山町1729番地の６
債務者　宇都宮弘江（旧姓津島）
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
広島県福山市御幸町大字森脇652番地３
債務者　末森　太一
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３４号
広島県府中市木野山町234番地２
債務者　中沢　昌広
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３５号
広島県府中市上下町上下1090番地２
債務者　山本トキヱ
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３号
徳島県鳴門市鳴門町高島字中島265番地　グリーンハイツ高島202号室
債務者　佐藤　健造
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１
曽我団地626号、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字加茂野171番地６
債務者　山口　久
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１
曽我団地626号、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字加茂野171番地６
債務者　山口　純子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
徳島市万代町７丁目30番地、旧住所徳島市昭和町４丁目12番地
債務者　河井　　治
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
徳島市万代町７丁目30番地、旧住所徳島市昭和町４丁目12番地
債務者　河井　圭子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
徳島県徳島市北矢三町４丁目７番46号　サンハイツＡ―15号
債務者　岩永　眞澄
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
徳島県阿波市阿波町小倉173番地１
債務者　栗下　栄司
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の21
債務者　藤川　洋子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
徳島県小松島市神田瀬町13番28号
債務者　藤川　　登
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
徳島県徳島市新浜町２丁目４番25―209号
債務者　武田　国恵（旧姓堀崎）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
徳島県吉野川市川島町桑村619番地45
債務者　西下　年美
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部